

刀 祢 源 流 考

虎 尾 達 哉

【要約】 刀祢とは「トノイリ（殿入）」を原義とするトネリの略称であり、大王との間に緊密な君臣関係を結んだかつてのトネリを官僚のあるべき祖型とする理念に基づき、有官・無官を問わず、何らかの形で朝廷に仕える者を指す和語すなわち、天皇との君臣関係を表示する和語であった。従来の通説で官人の称呼としてきた「刀祢」は、右の和語が恐らくは八世紀以降に中央でいけば儀式用語として特殊化したものであり、一方同じく都市・村落の有力者としてきた「刀祢」は、その和語がそのまま在地において残存したものであって、主として、郡司以下の官職や「郡散事」といった地位に就くことなく、しかも行政の末端を担う者を表わす語として用いられた。刀祢は従来のごとく両義的ではなく、かく一元的に理解されねばならない。

史林 八六巻二号 二〇〇三年三月

序 言

古代の刀祢については、一方でこれを官人の称呼と捉え、また一方で都市・村落の有力者としても捉える両義的な理解が一般的である。もつとも、研究史を振り返ってみると、官人の称呼としての刀祢（以下、刀祢A）を取り上げた研究は殆どないといってよい。この刀祢Aについては、実に十世紀の吏部王記以来、「百官主典以上」の総称^①という解釈のみが無批判に今日にまで受け継がれているのが現状であろう。

これまでの膨大な先行研究^②が専ら対象としてきたのは、古代から中世にかけての、土地売券などの諸文書に公証人として名を連ねる、都市・村落の有力者としての刀祢（以下、刀祢B）であった。多くの先学がこの刀祢Bの出現・展開・消滅や在地社会の発展に果たした役割を、主として社会経済史的ないしは社会構成史的な文脈の中で追求し、多くの成果をあげてきたことは周知の通りである。

しかしながら、そのような都市・村落の有力者が何故永く「刀祢」の称をもって呼ばれ続けたのか。そもそも「刀祢」トネ」とは何を表す語であるのかといった基本的な問題については、意外にも従来殆ど不問に付されてきたと思しい。また、この刀祢Bと一方の刀祢Aとの関係が問われることも殆どなかったが、敢えていえば、従来は漠然と刀祢Aから刀祢Bへという継起的関係が想定されていたかのごとくである。^③しかし、後掲のように近年出土の木簡は刀祢Bの実例が遅くとも奈良時代中頃に溯ることを示しており、これまた後掲のように刀祢Aの実例が天平五年（七三三）を史料上の初見としていることからすれば、刀祢Aと刀祢Bとが継起的関係にないことは既に明らかである。両者は同時代に並存したのである。

さすれば、もはや、従来のごとく刀祢Bを刀祢Aから切り離して対象を限定し、これを社会経済史的ないしは社会構成史的な文脈の中でのみ論すべき段階ではあるまい。都市・村落の有力者も官人もともに同時代的に「刀祢」と呼ばれている事実を出発点としつつ、勝れて政治的な文脈の中に刀祢を位置づける作業こそが求めらるべきであろう。

そのような作業を進めてゆく上で極めて有益と思われるのは、夙に本居宣長が「凡て刀祢とは、もと上中下に亘りて公に仕奉る者の総名にて、甚賤しき品の者までを云り」と述べていることである。^④これは刀祢とは何らかの形で朝廷に仕える者全てを指す総称とする理解であるが、今日では何故か殆ど顧みられていない。しかし、この宣長の所説は刀祢を通説のごとく両義的ではなく、一元的に解する点において、通説よりも遙かに簡明である。私はむしろ、能うる限り、この宣長説の方向で理解すべきであると思う。ただ、後述のごとく、宣長説には誤りも見られ、また刀祢が総称たりえた理由

や刀称を総称としたことの史的意義も明らかではない。

そこで小稿では、便宜、通説の枠組みに従いつつ、従来本格的に取り上げられることの稀であった刀称Aについて検討を加え、その刀称の語の特殊性を剔抉することにより、刀称Bとの関係を闡明する。その結果は、自ずから宣長説を批判的・発展的に継承するものとなるであろう。そして、その過程で、刀称の原義を追求し、畢竟、その源流を望見することにもなる。なお、小稿はあくまでも古代の刀称に焦点を絞るものである故、史料制約をも考慮して、時期を主として八・九世紀に限定する点、予めお断りしておきたい。

① 大嘗会儀式具釈卷七に「季部王記には、百官主典以上称刀称也と注す」とある

② 刀称の先行研究については、小林昌二「刀禰論」(『日本古代の村落と農民支配』所収、塙書房、平成十二年、初出は昭和四九年)、丹生谷哲一「在地刀称の形成と歴史的位置」(『日本中世の身分と社会』所収、塙書房、平成五年、初出は昭和五一年)、梅村喬「平安時代土地

公証制試論」(『ヒストリア』一七三、平成十三年)などの文献リストを参照された。

③ 例えば、丹生谷哲一氏は前掲論文において「元来、律令官人の汎称に過ぎなかつた刀称が、律令体制の弛緩に伴って、八世紀末ごろから、まったく新しい歴史的役割を担って登場してくる」と述べている。

④ 古事記伝卷三三(『本居宣長全集』十一、筑摩書房、昭和四四年)。

第一節 二宮正彦説の検討

先に、刀称Aすなわち、官人の称呼としての刀称については、従来本格的に取り上げられることは稀であったと述べた。その稀な研究の一つが昭和三十六年に発表された二宮正彦氏のそれである。①当時は平安時代以降の刀称、すなわち刀称Bについての研究が活発であったが、氏はその原初形態として、奈良時代の刀称の実態について解明しようとしたのである。この奈良時代の刀称には、刀称Aのみならず、刀称Bも含まれるのであるが、少なくとも刀称Aを始めて本格的に検討対象として取り上げた点は高く評価されるべきであり、また結果的に両者の関係について説き及んでいる点も重要である。

さて、二宮氏は奈良時代の刀称の実体を在地有力者としての刀称すなわち、小稿のいわゆる刀称Bと看做し、この刀称

Bに由来する擬制的名称として同じく刀祢Aが用いられるようになるのである。氏によれば、このような刀祢Bと刀祢Aとの関係は、「刀祢」が本来的に「祭祀に供奉する者」を指す語であることを媒介にしている。すなわち、かような語義を有する在地の「刀祢」が祭祀に關与する特定の官人層についても次第に用いられるに至ったという理解である。

しかしながら、氏説には異論の余地が少なからず存する。^② そもそも、氏説は「刀祢」の語義を「神職以外で祭祀に供奉する者」と捉える折口信夫の民俗学的解釈を前提とするものであるが、この解釈は歴史学的な根拠を殆ど持たないからである。もつとも、二宮氏自身は奈良時代前後の刀祢の実態の中に、折口の解釈と適合するものがあると述べている。しかし、果たしてそうか。先ずはこの点から検討してみよう。

氏がさような例として引いたのは、具体的には六つの史料であるが、ここでは内容的に重複するものを避けて、次の二点のみを当該箇処に限って抄出する。^④

1、延喜祝詞式5広瀬大忌祭条

王等臣等百官人等、倭国乃六御県能刀祢、男女尔至^皇、今年某月某日諸参出来^皇、皇神前尔、宇事物頸根築拔^皇、朝日乃豊逆登尔称辞竟奉^平久、

2、止由気宮儀式帳「三節祭等并年中行事月記事」

正月例

以^三朔日卯時、禰宜内人物忌等、皆悉参集神宮拜奉……即皆悉御厨参向、即太神宮司率^二所太神宮禰宜内人并^二箇郡司及諸刀祢等、^二所太神宮拜奉、

二宮氏は2に見える「刀祢」について、内外両宮の神職・諸司官人・郡司などにも該当せず郡司に次ぐ在地有力者の地位を占めていたために両宮の祭祀に参列・拝礼し、直会の座にも加わる権能を有していたとし、さらにこれを敷衍して1に見える倭の六県の「刀祢」も同様の存在であったとしている。そして、以上から「刀祢は在地の神社の祭祀に参列する

権能も有していた」(傍点引用者)と推断し、これを根拠に、先の刀祢の語義についての折口説が明証を得るに至ったとする。

しかし、そもそも、この二宮氏の論理自体、いささか説得力に欠けるといわざるをえない。何となれば、折口説とは畢竟、本来の刀祢の主たる権能を「祭祀供奉者」とするものであるが、これを証する根拠として、二宮氏はただ刀祢の権能の一つに祭儀の参列があったことを挙げるにとどまるからである。それは折口説にとって必要条件とはなりえても、十分条件とはなりえぬものである。

また、かような論理上の難点とは別に、右掲の史料から一般の刀祢の権能として「神社の祭儀への参列」を抽出することについても、疑問を禁じ得ない。右の2に見える「刀祢」が在地の有力者として神宮祭祀に参加していることは、なるほど、氏の指摘の通りであろう。しかし、この「刀祢」は当時の伊勢神宮の神郡たる多気・度会両郡の刀祢であること、この点を忘れてはならない。神郡の在地有力者が郡司やその子弟とともに、その郡を挙げて奉祭する神社の祭祀に参列・拝礼することは蓋し当然である。問題はその参列・拝礼が刀祢本来の職掌に基づくといえるか否かである。すなわち、折口の説く「神職以外で祭祀に供奉する者」としての参列・拝礼といえるか否か。しかし、右の史料によつて知られるのは、これら両神郡の「刀祢」が郡司やその子弟とともに祭祀への参列・拝礼を求められていることのみである。郡司やその子弟以上に深く祭祀の供奉に関わつた様子や「祭祀供奉者」として独自の存在意義を認められていた様子は見受けられない。これらの史料から直ちに両神郡の「刀祢」を「祭祀供奉者」と看做すことは困難であろう。

さらに、今百歩を譲つて、仮にさように看做すことができるとしても、それを神郡以外に一般化することは甚だ危険である。実に史料1はその一般化のための例証に外なるまいが、この大忌祭の祝詞の場合、「刀祢」はあくまで倭の六県における恐らくは郡司をも含む在地の有力者として登場しているに過ぎない。なるほど、この「刀祢」もまた、当祭祀において参列・拝礼することが求められている。しかし、それはここで共に呼び掛けられている「王等臣等百官人等」(朝

廷の構成員)や「男女」(県下の一般民)も同様なのであって、この「刀祢」を折口のいうがごとき「祭礼供奉者」と看做すならば、「王等臣等百官人等」や「男女」もまた「祭礼供奉者」と看做さねばなるまい。すなわち、1もまた、折口説を支えるだけの力を備えているとはいい難いのである。

かくして、二宮氏の論理に注意を払いつつ、氏の引いた史料を捉え直してみると、氏の論説に反して、それらがいずれも折口説の明証たりえぬことは明らかである。さすれば、当然のことながら、この折口説を前提とする氏の理解も成立の根拠を失うことになる。すなわち、「祭礼に供奉する者」としての在地の「刀祢」の語が、祭儀に関与する特定の官人層についても転用されるに至るといふがごとき氏の理解は成り立たないと考える。

されば、刀祢Aと刀祢Bとの関係については、改めて独自に考え直さねばならないのであるが、そのためには、先ず刀祢Aの語義についての通説に検討を加える必要がある。

① 二宮正彦「奈良時代における刀禰の一考察」(『ヒストリア』二九、昭和三六年)。以下、二宮氏の所説はこの論考によるものとする。

② すでに東野治之氏も、「大宝令前の官職をめぐる二、三の問題」(『長屋王家木簡の研究』所収、塙書房、平成八年、初出は昭和五九年)において、刀祢を神事への参加と結びつけて解釈する二宮説に疑問を呈している。

③ 折口信夫「宮廷儀礼の民俗学的考察」(『折口信夫全集』一六、中央公論社、昭和四二年)。以下、折口の所説はこの論考によるものとする。

第二節 刀祢Aの語義(I)——通説の検討——

聊か煩瑣に互るが、行論の便宜上、左に刀祢Aすなわち、官人の称呼としての刀祢の用例を八・九世紀に限り、また必

る。なお、最近発表された錦昭江「刀祢の淵源」(『刀禰と中世村落』所収、校倉書房、平成十四年)も、国学や折口さらに二宮氏の研究に依拠しつつ、刀祢の本来の姿は祭祀権を有する在地有力者であったとし、官人を指す刀祢の用法(刀祢A)はここから派生したものである。

④ 他に、延喜祝詞式6龍田風神祭条、皇太神宮儀式帳「年中三節祭時給備并勞作雜器事」、同「年中行事并月記事」、同「神嘗祭供奉行事」があり、前二者は1と、また後三者は2と内容上重複する。

要箇処に限って掲出しておこう。^①

3、天平五年(七三三) 越前国郡稻帳〔大日本古文書〕一―四六一)

元日刀衾郡司及軍毅并参拾式人食料、

4、天平八年(七三六) 薩麻国正税帳〔大日本古文書〕二―十一)

元日拜朝庭刀衾国司以下少毅以上、惣陸拾捌人、食稻、

5、天平十年(七三八) 駿河国正税帳〔大日本古文書〕二―六七)

元日拜朝刀衾拾老人国司史生已上三口
軍毅少毅已上三口 郡司主帳已上六口 食稻、

6、職員令集解大膳職条古記

膳部注云、食薦也、内外掃部司营造充之、饗給諸刀衾者、即掃部司、掌諸司食薦事、

7、神護景雲四年(七七〇) 八月十一日坂合部浜足解〔大日本古文書〕六一―八二)

坂合部浜足解 申請料事

右人、於病伏而不_レ得_二参向_一、望請、諸刀衾等所_レ請如_レ件、仍注_レ状、以解、

景雲四年八月十一日 專請高橋春人

8、法曹類林卷二百所收弘仁五年(八一四) 六月三日宣旨

式部総掌_二礼儀_一、公会之日、引_二率群臣_一、中務俱是刀衾、偏_レ以_レ領_二女官_一、不_レ可_レ立_二上列_一、……二季大祓……弁官引_二三

省輔丞録、申_二刀衾教於大臣_一……

9、類聚三代格所收弘仁六年(八一五) 十一月十四日官符

太政官符

定_二式部兵部相論給_二季祿_一日儀式_上事

一兵部省解僦、去二月廿二日於大藏省給春夏祿、于時弁官喚式兵二省宣、早列刀祢、二省承宣相分別立刀祢、而式部召此省勸云、……望請、依法二省相分別各列刀祢、

10、内裏式下任官式

其大臣者以宣命任……其儀……大臣宣、召刀祢、少納言稱唯、出伝宣、式部率刀祢入、五位以上入承明門、列殿門外、次入、任者參入……宣制云……刀祢共稱唯再拜、更宣云……刀祢等共稱唯、再拜退出、訖被任者拜舞退出、

11、続日本後紀承和七年（八四〇）五月甲申条

近習臣權中納言藤原朝臣良房以下、於殿下拳哀、右大臣藤原朝臣三守率公卿百官及刀祢等、於會昌門前庭、拳哀三日、每日二度、

12、儀式卷一祈年祭儀六月十二月十一日
月次祭儀亦同、

大臣宣、式部乎刀祢奉入止宣、出命云、式部乎刀祢奉入止宣、輔稱唯、率群官入自南門、就南舍座、北面南上、儀式卷五鎮魂祭儀

大臣宣、奉入刀祢、丞稱唯、出復本列、仰云、令奉入刀祢、録……仰云、奉入刀祢、省掌稱唯、少進云、大夫等參拜、五位以上先入就堂上座、……大臣宣、喚大藏省……大臣宣、賜鬘木綿、丞……率録史生藏部等、入

先賜神祇官人、次丞賜大臣、録賜五位已上、次史生賜判官以下主典已上、藏部賜史生以下主典已上安芸木綿
史生已下凡木綿

14、儀式卷五大祓儀

大祓儀六月十二月並同、但臨時大祓者
不令申刀祢數札、直令進、

其日午四刻……未一刻、外記已下各就座、自余諸司屯立東仗舍東頭、……以上就座、女官亦就座、于時、式部省掌起座、立舍東頭、唱計刀祢、式部先唱
兵部後唱……式部丞命云、司司乎刀祢數札早速令申、式部省掌稱唯、……式部省掌引列文官人別持
祓數札刀就式部版、貫首者申云、司司申久、刀祢數札進止申、……式部丞命云、刀祢令參進、省

掌称唯、兵部亦同……式兵二省丞録引文武官刀祢列立、

15、儀式卷五讓國儀

当日平旦、太政官召式部省、仰可令集會刀祢之状……式部計引百官人於南門外……大臣喚舍人及親王已

下參入等儀、如常、親王以下五位以上列門内、六位以下列門外、

16、儀式卷五立皇后儀

前一日、太政官召式部省、仰可令集會刀祢之状、当日早朝、中務省置宣命版乎尋常版北、式部丞録率史生省

掌等、於建禮門前庭、東西相分、列立刀祢、于時、閣内大臣喚舍人如常、親王以下、応召、左右相分參入位

已上在承明門内、六位以下在承明門外、……後日早朝、外記召式部省、仰可令集會刀祢之状、時刻親王以下參入五位以上在北中門外、六位以下在稍退在後、

17、儀式卷六元正朝賀儀

式部丞録率史生省掌等……就応天門左右閣道壇上座……録一人率史生省掌、分列朱雀門東西仗舍前……整列

六位以下刀祢……兵庫頭進、申閣内大臣云、令擊召刀祢鼓、大臣宣、令擊……頭命云、擊喚刀祢鼓……

諸門鼓皆応、皇太子始著幄下座、參議以上依次降堂、就列而入……省掌二人趨進、互称大夫等心參進、各一声、

五位以上依次、自会昌門東西戸參入……式部丞録率六位已下刀祢、左右相分、入自同門、親王入自顯親

門……就位、訖式部史生左右相分、録諸司六位刀祢見參、

18、儀式卷六正月二日朝拜皇后儀

省掌趨進云、大夫等參進、二声、五位已上依次參入……列立玄暉門外……次丞録率六位以下刀祢、入列立五位

之後、

19、儀式卷七積奠講論儀

式部省率五位已上六位已下刀祢并小学生以上、分列閣門外東西、式部及大學官人以下學生以上北面、五位以上列其前、東面、外記史式部諸司刀祢在門東、西面、……大臣宣、

奉入_レ刀祢、輔祢唯、退復_二本列_一、仰_レ録云、刀祢令_レ奉入、録祢唯、喚_二省掌名_一、省掌祢唯、録仰云、奉入_二刀祢_一、省掌祢唯、少進云、大夫等応_二參進_一、五位以上入_レ自_二閤門_一就_レ座……訖六位以下東西相分參入、訖式部輔以下率_二刀祢_一、列_二立門外_一如_レ初、親王以下五位以上入_レ自_二閤門東扉_一就_レ標、式部率_二六位以下_一、東西相分、小学生以上各入就_レ標、

20、儀式卷九四月十五日授成選位記儀

大臣宣、式部兵部省乎率_二刀祢_一參來止宣遍……_二一_一省輔共祢唯、輔左右相分參入、立_二床子後_一、次丞録參入立_二床後_一、次省掌左右相分、各率_二考選官及朝集使并選人_一參入、

21、儀式卷十擧哀儀

式部率_二四位以下刀祢_一、左右列_二立朝集堂前_一、

22、延喜齋宮式82最合条

凡齋内親王參_レ祭之禊、国司目已上名簿、在前移_二齋宮_一令_レ卜、其最合者一人祇承、其三時祭月十五日、大被処申_二刀祢_一數祇承官五位已上令史
生申一六位已下自申

23、延喜太政官式109節会见參条

凡諸節会五位已上見參者、未_レ召_二刀祢_一之前、式部省書_二其簿_一、進_二太政官_一……

24、延喜式部式下14朔日見參条

其中一人進申云、司司申_二久刀祢_一能數能札進登申、

25、延喜式部式下16七日叙位条

先_レ是、省率_二四位已下刀祢等_一、列_二立門外_一、于_レ時、少納言出喚_二五位已上_一、分頭參入、録正_二容止_一、次六位已下參入、省掌正_二容止_一、最後者比_レ到_二堂下_一、省官亦率_二叙人_一入立、

26、延喜式部式下26蕃使宴条

当日参議已上就_二延英堂、省率_二四位已下刀祢、列_二立堂前……依_レ召五位已上参入、録正_二容止、次六位已下参入、省掌

正_二容止、

27、延喜兵部式 4 大射条

当日……輔已下行_二点検、事訖聞_二喚鼓声、引_二刀祢 参入、就_レ座如_レ常、次射手入、

28、延喜弹正式 30 元正条

凡元正之日、糺_二弹五位以上諸王諸臣威儀、并著用物色違制、及朝拜刀祢等非違、

29、延喜弹正式 31 朝拜条

凡朝拜之時、式部省引_二刀祢 列_二朱雀門外、訖忠以下左右分列糺_二弹非違、

30、延喜春宮式 9 积奠講説条

凡春秋二仲月上_二丁、東宮觀_二积奠講説……式部率_二刀祢 列_二門外、

31、延喜春宮式 25 東宮鎮魂条

凡東宮鎮魂日、所司装_二東宮内省 同_レ御……式部引_二刀祢 参入就_レ座、

さて、この刀祢 A の語義としては、一般には、先述のごとく、吏部王記の「百官主典以上称刀祢」を根拠に「主典以上の官人」とする通説が行われている。しかし、この通説は果たして妥当であろうか。

実体として「百官主典以上」を表した用例は、確かに存する。右掲の 9 に見える「刀祢」がそれである。この「刀祢」は季祿の支給対象すなわち、職事官について用いられているのであるから、その実体は明らかに「百官主典以上」ということになる。また、14 の大祓に見える「文武官刀祢」も恐らく同様であろう。さらに、さまでに明確とはいえぬもの、実体として「五位以上」(「四位以下」)「六位以下」を明示している諸他の用例についても、実質的にはほとんど「百官主典以上」であったと考えて差し支えない。何となれば、先ず「六位以下」についていえば、かように儀場に参入する「六

位以下」が大方職事官Ⅱ「百官主典已上」に限られたであろうことは、六位以下の節会不参に対する制裁が専ら季祿の没収であったこと③から容易に類推されるからである。また、「五位以上」については、職事官のみならず、散位をも含んでいるとすべきであるが、散位五位以上の場合、職事官に准じて扱われることは、例えば養老三三年創設の把笏制④からある。つまり、右掲の「刀祢」の諸例の実体をなす者は、多くの場合、なるほど現実には「百官主典以上」と言い表しうる者たちであった。吏部王記の解釈も恐らくはそのような現実に即したものであり、その限りでは正しい解釈であったといえよう。

しかしながら、刀祢Aの実体が大方「百官主典已上」であることは確認しえたとしても、これをそのまま刀祢Aの語義と考えるとよいか否かは自ずから別の問題である。実は、僅かとはいえ、明らかに「百官主典以上」以外の者をその実体とする用例も存するからである。すなわち、11がそれである。これは淳和太上天皇の崩御に伴う会昌門前庭での挙哀を伝えるが、右大臣に引率された臣下が「公卿百官及刀祢等」と記されていることが注目されよう。ここでは「刀祢等」は明らかに「公卿百官」と区別されて用いられているのであり、その実体については後に論じるとして、少なくとも「百官主典以上」を含まない用例であることは明白である。また、明らかに「百官主典以上」以外の者を実体として含む用例も存する。さような例としては、先ず5を挙げ得る。5の元日朝拜の「刀祢」十一人中の内訳として見える「主帳已上」の郡司六名と「少殺已上」の軍殺二名とが「百官主典已上」と言えるか、そのことも疑問であるが、ここでは何より「国司史生已上三口」として、国司三名の中に番官たる「史生」を数えていることが注目される。かような目で見ると、4の「国司以下少殺以上」にも史生が含まれている可能性なしとしない。次いで、13の「刀祢」も仔細に見れば、「百官主典已上」のみではない。何となれば、この鎮魂祭の儀場に参入せしめられた「刀祢」は、後半では鬘木綿の賜与に預かるのであるが、そこには「判官以下主典已上」と並んで「史生以下」も見えるからである。これらのように、明らかに「百官主典以上」を含まないものや、「史生（以下）」をその実体として含むものがあるとすれば、刀祢Aの語義を一義的に「百官主典

「已上」と限定することには、勢い慎重にならざるをえまい。これらを諸他と比較して、特殊な事例とは看做し難いからである。

かくして、明らかに「百官主典已上」に非ざる者がその実体に含まれるとすれば、刀祢Aの語義を「百官主典已上」とする通説は必ずしも妥当なものとはいえず、ここに更めてその用例を検討してより妥当な語義を探索してゆくことが必要になったといえよう。そして、その探求さるべき刀祢Aの語義は、今一つの刀祢、すなわち都市・村落の有力者を実体とする刀祢Bとも確實に、しかも本質的に連関するものでなければならぬ。

ところで、刀祢Aの語義を考える上で手がかりになると思われるのは、この刀祢Aの用法が特殊であるという点である。以下、節を更めて、この点について述べることにしたい。

- ① 但し、儀式文については紙幅の都合上(1)儀式卷八内裏任官儀、(2)同書卷五立皇太子儀、(3)同書卷五天皇即位儀の三例を割愛した。(1)は10と、(2)は16と、(3)は17とそれぞれ内容上重複または類似するからである。

- ② 掲出文中、「自余諸司」以下については、新訂増補故実叢書本も神道大系本も左のごとく排印している(傍点・傍線引用者)。

自余諸司屯立東仗舎東頭、于時、式兵二省省掌以起上座、就立座舎女東官頭、亦唱就計座刀祢、

神道大系本の儀式は、新訂増補故実叢書本と同じく天保五年の木版本を底本としつつ、さらに小浜市立図書館伴信友文庫本以下二十本をもつて校合した校本であるが、右掲の箇所については一切校異注を付していない。従って、諸本間に異同なきことが知られるが、「省掌」以下の一文には明らかに錯簡が存する。神道大系本の校訂者(渡辺直彦氏)は傍点九字のうち、上の二字を除く「就」以下の七字について各々「符カ」と注し、さらにその七字のうち上の二字を除く「女」以

下五字すなわち「女官亦就座」を、右掲冒頭の「自余……東頭」に直接すべきものと想定している。また、傍線四字についても二字目三字目を顛倒させて原文を「以上起座」と想定している。しかし、右掲を見れば容易に気付くように、「省掌」と末尾の「刀祢」との間の十七字は、傍点九字「以上就座女官亦就座」と非傍点八字「起座立舎東頭唱計」とが互いに一字を隔てて入れ違いに整然と並び、しかも各々別個に文章としての体をなしている。すなわち、この二文は本来前後一行に配置されていたにもかかわらず、何らかの事情で二行ではなく一行に見誤られて書写されたものであろう。両者の内容から見ても、前者は「……以上就座、女官亦就座」のごとき文として、「于時」より前、「自余……東頭」より後にあったとすべきであるし、後者は「省掌起座、立舎東頭、唱計刀祢」のごとき一文として、前後の「省掌」と「刀祢」に直接つながっていたとすべきである。これによって、右掲は本来、あらかじめ設定された座に女官に至るまでが着座した後、式兵両省による刀祢の唱計を行う、という次第を述べた文として理解

できる。本文掲出文は以上の推定に基づいている。なお、本文には取
えて掲出しなかったが、前者前半の脱文を一部補うとすれば、「…

③ 例えば、延喜式部式上2元正不参条など。
④ 統紀養老三二年二月壬戌条。

(大臣以下五位) 以上就座、女官亦就座」であろう。

第三節 刀衾Aの語義(Ⅱ)——刀衾Aの特殊性——

右掲の刀衾Aの用例を一覧して容易に気付くのは、7を除き他は全て儀式・節会・祭祀・饗宴(以下、広義に「儀式」の語であらわす)に関連している点である。儀式条文たる12、21は更めて説明を要さぬであろう。これ以外でも、3、5の郡稻帳・正税帳ではいずれも国衙での元日拝朝、6の古記では饗宴、9の官符では給季祿儀、10の内裏式では大臣任官儀、11では先述のごとく挙哀にそれぞれ関連して「刀衾」が用いられ、また、22、31の延喜式条でも、多岐に互るが、結局はやはり「儀式」に関連して「刀衾」が用いられている。このように、刀衾Aとは史料上では決して広く一般的に用いられる語ではない。「儀式」にのみ関連して限定的に用いられる特殊な語である。この点が先ず重要である。

されば、刀衾Aとは「儀式」とのいかなる関連において用いられる語であるのか。ここで注目されるのは、右掲の多くの用例において、「刀衾」やその実体を指す語(「五位以上」「六位以下」など)をめぐって、特定の共通する述語が用いられている点である。すなわち、「参入」「入」「参進」「列立」「列」などがそれである。例えば、18の朝拝皇后儀では「刀衾」のうち、先ず「五位已上」が儀場に「参入」して玄暉門外に「列立」し、次いで「六位以下」が「入」って五位の後「列立」する。諸他の用例においても、かくまで明示的ではないにせよ、「刀衾」は儀場に「参入」し、「列立」する者として登場することが知られる。このように、右掲の用例にあっては、儀場に参入して列立する官人らを意識的に「刀衾」と表現している。ここで留意すべきは、単に官人らを「刀衾」と言い換えているのではないということである。「儀場に参入して列立する」という動作・状態に力点を置き、そのような動作・状態にあるべき官人らの謂として「刀衾」を

用いているのである。換言すれば、この「刀拵」なる名詞はいわば特定の動作・状態を含蓄する特殊な名詞なのである。この語のかかる特殊性は3～5の「刀拵」の用例を検討することによって、より一層明確となる。

先述のごとく、3～5の郡稻帳・正税帳の「刀拵」はいずれも国庁での元日拝朝^①に関連して用いられているが、同時期のものとして伝存する左掲の二つの正税帳にも、この国衙での元日拝朝についての記載が見られる。

32、天平九年但馬国正税帳(『大日本古文書』二一五五)

依_レ令元日設_レ宴、充稻伍束式把、酒式斗陸升、(拜朝參国司以下軍毅以上、惣廿六人)

33、天平十年淡路国正税帳(『大日本古文書』二一〇二)

元日設_レ宴、給米貳升、充稻肆把、酒式升、(拜朝庭參_レ国司長官以下史生已上、合二人)

3～5と同様、元日拝朝の儀の出席者に対する稻・酒の支出について記しているが、これらは「刀拵」の語を用いていない。ところが、ここで注意を惹くのは、これらの場合は3～5で「刀拵」の語を用いているのとちょうど同じ箇所に、「參」の字を用いていることである。試みに4と33の関係部分を左のごとく並べて対照してみよう。

4、拜朝庭刀拵国司以下少毅以上、

33、拜朝庭參国司長官以下史生已上、

一見して、前者の「刀拵」と後者の「參」とは互いに置換可能であることがわかる。もつとも、前者は名詞であるのに対し、後者は動詞であるから、置換可能と言っても、「刀拵」をそのまま「參ル」の意にとつてよいということではない。しかし、このように「刀拵」なる名詞が「參」のような動詞と置換可能である点にこそ、この語の特殊性が認められるのである。すなわち、ここでも「刀拵」は単なる官人らの謂ではない。しかも、重要なのは、ここではより明確に「參ル」すなわち「儀場に参入する」の意を含み込んでいることが知られることである。3～5の「刀拵」は儀制令18元日国司条に規定された国庁での元日拝朝の儀場に参入し恐らくは列立した官人であることを明示的に表現する語であった。

かくして、3-5の用例の検討により、刀祢Aが「儀場に参入して列立する」といういわば特定の動作・状態を含意する特殊な名詞であることがより一層明確になった。以上の検討を踏まえるならば、刀祢Aの語義は「儀式」の儀場に参入して列立する官人ら」と解するのが妥当であろう。^②

刀祢Aはかように解すべき語なのであって、一義的に「百官主典已上」の謂とすることはできないのである。なるほど、「儀式」の多くは百官主典已上を参列者としているから、あたかも刀祢Aが「百官主典已上」を指して用いられているかに見え、吏部王記のごとき解釈の生じる余地もあるが、この語自体には毫もさような意味はないといわねばならぬ。「儀式」の在り様により、その実体としては前節に見たごとく、「百官主典以上」に非ざる官人を指す場合、または「史生以下」の分番官を含めた官人を指す場合も出てくることは蓋し当然なのである。

それでは、何故、「儀式」の儀場に参入して列立する」場合に限って、官人は「刀祢」と称されるのか。すなわち、刀祢Aのかかる用法の特殊性はいかなる事情に基づくのか。ここで注意すべきは、この「刀祢」が口頭で実際に「トネ」と発せられる語であった点である。例えば、9の給季祿儀では、弁官が式兵両省に対して「早ク刀祢ヲ列ネヨ」と宣しているし、13の鎮魂祭では、大臣が式部丞に対して、「刀祢ヲ入レ奉レ」と命じている。一般に、儀式・祭祀において発せられる詞には古態を伝えているものが多いことが想起されよう。また、この「刀祢」が万葉仮名で表された和語であり、中国の史書に倣って編纂されたわが正史には殆ど現れない語（11はその稀な一例）である点も留意すべきである。例えば、わが正史に散見する元日朝賀を始めとする「儀式」関係記事においては、その対象を「百官」「百寮」「五位已上」「主典已上」などと表現し、「刀祢」の語を用いることはない。これは、わが正史が中国の史書に倣って編纂されたものであることから、殊更に漢語を用いて和語の使用を控えたことにもよるが、同時に、「刀祢」トネの語が恐らくは「百官」・「百寮」などの漢語が伝えられる以前から用いられ、単純にこれらの漢語に置き換えられない、わが国固有の古い来歴を有する語であったことにもよるのではあるまいか。

かくして、刀衾Aの特殊な用法の拠つて来たる所以を明らかにするために、刀衾トネの語源にまで遡つて考究を加えねばならぬことが知られるのである。

① 儀制令18元日国司条。

② 刀衾Aの語義をこのように解することは、必ずしも筆者の創見とはいえない。何となれば、既に小林昌一氏が前掲論文において、本文先掲の315と9を根拠に「儀式参列官人を刀衾と称した場合」があったとしているからである。それは氏の分類によれば、「きわめて一般的対象をさす場合」の刀衾であり、小稿のいわゆる刀衾Aに当たる。しかし、氏は説は小稿のように「儀場へ参入・列立」という具体的な動作・状態に着目してその語義を追求したのではなく、儀式に参列している官人が「刀衾」の呼称対象となっている事実を指摘したにとどまる。また、何故「刀衾」が儀式参列官人を指して用いられたかという視角も欠いている。

③ 内裏式及び儀式が収める諸「儀式」のうち、「刀衾」を召すことが明記されているのは、本文先掲の13と24の十二例と第二節註①に挙げた三例であるが、その他の場合も、実際には多く口頭で「刀衾」の語が用いられたとしてよい。すなわち、多くの「儀式」では、儀場に官人を参入・列立せしめるに当たっては、内弁の大臣が先ず儀場外の大

第四節 刀衾トネの語源

前節で明らかにしたように、刀衾Aは「儀式」の儀場に参入して列立する官人に限つて用いられる。かような特殊な用法はいかにして生じたのか。刀衾トネの語源を考えながら追求してみよう。

刀衾トネの語源については、夙に賀茂真淵が「刀衾はもと刀衾里の略也」とするトネリ略称説を唱え、次いで本居宣

舎人を喚び、称唯の後、大舎人に代わつて少納言が参入して、内弁より官人の儀場への召喚(参集)が命じられるのであるが、内裏式・儀式ではこの召喚命令を「喚大夫等」と記す場合と「喚侍従」と記す場合とに大別される。ところが、九曆天曆四年十月八日条などによれば、この二つの文言を口頭で表わす際には、いずれも実際には和語が用いられ、前者は内弁によつて「トネ(ト刀衾)メセ」、後者は同じく「マ(マ)チギミタチメセ」のごとく発せられた。大節には前者、小節には後者が用いられる例であつたという。もつとも、私は後者はおそらく八世紀後半以降の侍臣の出現を契機とする後発の表現であり、官人を儀場に参入・列立せしめる命令文言は本來的には「トネメセ」であつたと思う。前者の例として、内裏式では正月七日会式、五月五日觀馬射式、七月七日相撲式があり、儀式では正月七日儀、五月五日儀、九月九日菊花宴儀、踐祚大嘗祭儀、新嘗会儀がある。また、実際に例えば、西宮記は五月五日儀の召喚を「内弁云、刀衾召せ」、新嘗会儀のそれを「大臣宣、刀衾召世」と記している。

長が「刀拵てふ名の義は伴之部なるべし、母を省きて能弁は拵と切れり」とトモノベ転訛説を唱え、近くは折口信夫がトネをト(外)とネ(神職)より成るとした。

二宮正彦氏はこれら三説を挙げて、定説と認むべき解釈はないとしつつも、真淵や宣長が「トネリ」や「トモノベ」といった語からの略転を考えたのに対して、折口が「トネ」自体に即してその語源を説明し「本来の神職以外で祭祀に供奉する者」という語義を導いたことに一日の長を認めている。しかし、既に見たごとく、この折口の語義解釈は歴史学的な根拠を殆ど持たず、二宮氏によって提示された史料も折口説を支えるには至っていない。然りとすれば、トネをト(外)とネ(神職)に分けて理解することもまた、やはり歴史学的根拠に欠くといわざるをえないであろう。

さすれば、宣長のトモノベ転訛説は如何か。率直に言つて、筆者には、果たしてトモノベの「モ」が約され、さらに「ノベ」が「ネ」に転訛してトネとなりうるのか否か、正当に判断する力を持ち合わせていない。従つて、この点は措くとして、ここでは宣長がその語源として挙げた「トモノベ」(伴之部)についての疑問を述べておこう。すなわち、「トモノベ」の実体を如何に考うべきか。ここで宣長が大化前代に何らかの職掌によつて王権に奉仕したいわゆる部民集団を指してこの語を用いていることは疑いない。これまでの部民制について通説では、集団から官司に上番勤務する者が「トモ」であり、これを資養する貢納民が「ベ」であるとされてきた。仮にこのような通説によるとした場合、「トモノベ」なる語自体は、やや不自然な語であるとはいへ、辛うじて「トモを資養する貢納民」を表わす語として理解できなくはない。しかしながら、かような「トモノベ」≡貢納民を、さらに刀拵トネの語源として想定することはいかにも困難ではあるまいか。いうまでなく、刀拵Aについていえば、刀拵トネは官人を指して用いられる語であるからである。そればかりではない。部民制については、近年、鎌田元一氏によつて有力な新説が提起されていることも重要である。氏によれば、「トモ」とは本来王権に隷属し、何らかの奉仕義務を負わされた集団全体を指す呼称であり、この「トモ」の組織を表記する語として百済の部司制に由来する「部」の語が採用され、それがやがて字音で「ベ」とも訓まれるようになって

いったという。この新説に依拠するならば、先の「トモノベ」なる語は、もはや全く意味を成さなくなるのである。私は鎌田氏の新説に左袒する者であるが、以上のごとく、今日の部民制理解についての通説・新説のいずれに依拠するにせよ、宣長のいう「トモノベ」をトネの語源として想定することは、歴史学的には明らかに無理と言わざるをえない。

ところで、宣長はトモノベ転訛説を主張するとともに、師(真淵)のトネリ略称説を「師は、刀祢は後の称にて、もと舍人より転りたるものなり、と云れしかど、然には非ず。刀祢もいと古き名こそ聞えたれ。且舍人より刀祢には転るまじく思はる」と批判している。

しかし、ただトネもトネリ同様古い名称のごとく「聞える」というだけでは、トネリからトネに略転しないとする批判は説得力に乏しいといわざるをえない。

その一方で、宣長は上記に続けて、トネリの「リ」を略してトネと称すること自体は行われたと述べている。そして、その一例として、書紀欽明二年三月条に見える「舍人皇女」が古事記欽明天皇段では「泥杼王」となっていることを挙げ、「杼泥を下上に写シ誤れるか」と推測している。この事例は正確には書紀が原史料の「トネ」の表記に「舍人」の語を当てたと考うべきであろうが、いずれにせよ、八世紀前半にはトネリはもちろんのこと、トネについても、これを「舍人」の語で表記することがあったことを物語る。すなわち、トネはトネリと同じと考えられていたのであるが、これは宣長が指摘したごとく、正しくトネがトネリの「リ」を略した称であったからに外なるまい。宣長はこの古来のトネリの略称としてのトネと、自説の古来のトネ(トモノベの略転)という二系統のトネを想定して、これを区別すべしと暗に説いているが、牽強付会の説というべきであろう。さような想定などせずに、トネとは古来のトネリの略称に外ならないとする方がはるかに簡明である。

かくして、私は基本的には真淵のトネリ略称説が穏当と考える。もともと、ここでもまた、果たしてトネリの「リ」が略されてトネとなるか否かといった音韻論的問題があるが、これについては、以下のような経緯を憶測しておきたい。す

なわち、和語のトネリを仮名で表記するとすれば、例えば「刀祢李」のごとく、三文字で表記せねばならない。そこで、煩を避けるため時として「刀祢」と二文字で表記することがあったのではなからうか。「刀祢」は「トネ」の表記ではなく、当初はあくまでも「トネリ」の表記として用いられたと考えるのである。これは人名・地名のような頻用される固有名詞、例えば「オカマロ」「マキビ」「カゲヤマ」が古代においては「岡万呂」「真吉備」^⑥「香山」のみならず「岡万」^⑦「真備」^⑧「香山」のごとく表記されたことからの類推である。かように当初は「トネリ」の表記として用いた「刀祢」であったが、一方で「トネリ」を官名として用いるに際して漢語の「舍人」をその表記に当てることも行われたから、これと区別する意味もあって、「刀祢」を文字通り「トネ」と訓む訓み方も行われるようになったのではなからうか。ただ、「トネ」はあくまでも「トネリ」の略称であるから、「トネ」を表わす際に便宜官名の「舍人」を通用することもあったであろう。先の欽明紀の「舍人皇女」はさような一例と思われる。

かように、真淵に従って刀祢トネをトネリの略称と看做すとした時、刀祢トネの語源とはいうまでもなく、トネリの語源のことである。さすれば、これはいかに考うべきか。

トネリの語源については、これも諸説あるが、その多くはトノ（殿）に関連づけている。すなわち、①トノハベリ（殿侍）^⑧、②トネリ（殿寝）^⑨、③トノヅ（殿居）^⑩、④トノモリ（殿守）^⑪、⑤トノイリ（殿入）^⑫、など、いずれも殿をめぐる動作や状態を表わす語からの略転を想定するのである。令前の舍人トネリが史料上、王宮や皇子宮などに所属する形で現れることからすると、トネリがトノ（殿）の語を語源の一部として有することは間違いない。されば、殿をめぐるいかなる動作・状態を語源とするのか。再三述べるように、私には音韻論的立場からの判断はできない。ただ、それにしても、①③④説については、これらが略転してトネリとなったとするのはいかに苦しいように思う。というのも、①のトノハベリからトネリへの変化にはかなり大きな略転を想定せねばならず、さりとて③のトノヅから「リ」音が生じるとみるのも無理があり、さらに④のトノモリも別にトノモ（主殿）の略転があることが支障となるからである。また、これら以外に②説に

についても、蓋然性は乏しいと思われる。これは後世の舎人の職掌の一たる宿直を「殿寝」として、これをトネリと訓んだものであろうが、果たしてかく訓みうるかという疑問はさておくとしても、「寝」の語に宿直の意味を持たせる点が気にかかるのである。

さすれば、残る⑤説は如何か。かつて西宮秀紀氏は、浄御原令以前のトネリの職掌を推定するために、慧眼にも草壁皇子(嶋宮に居住)の薨去を悼んでトネリたちが詠んだ万葉歌に着目した^⑤。私はその中で次の挽歌が、史料の根拠たりうるとは言えぬまでも、⑤説の蓋然性を考える上で少なからず示唆的であると考ええる。

一日には 千度参りし 東の 大き御門を 入りかてぬかも (二一—一八六)

「一日には 千度参りし」のごとき表現から見て、これが往時のトネリとしての勤仕ぶりを自ら回想して作った歌であることは明らかである。西宮氏はこの歌から、当時のトネリの職掌として「雑使」を推定する。なるほど、一日に数え切れぬほど東の大門より嶋宮に参入したとは、結局それだけ頻繁に出入りを重ねたということであり、それはあるいは雑使として忙しく立ち働いたためであったかも知れない。しかし、ここで注意すべきは、やや微細に及ぶが、当歌が「参ル」と言うも「退ル」とは言わず、「入ル」と言うも「出ル」とは言っていない点である。歌われているのは「出入り」ではなく、あくまでも「参入」なのである。すなわち、それが雑使としてであれ、また雑使以外の何かとしてであれ、トネリの勤仕ぶりが「御門」を何度となく「参入する」動作として詠み込まれていること、このことがこの歌においてはもつとも重要であると考ええる。まことに、この作者たるトネリにとつて、足繁く東の大門より嶋宮に参入したその想い出こそは、生前の草壁に奉仕した往時へと繋がるいわば階梯であった。そして、それが何故階梯たりうるかといえは、「参り入る」という行為が主人の召しに応じるものであったからである。西宮氏が着目された今一つの挽歌に、草壁の薨去によって「召す言もなし」(二一—一八四)と詠まれたのは、そのことを物語っている。また、藤原京時代の別の皇子への挽歌にも「朝には 召して使ひ 夕には 召して使ひ 使はしし 舎人の子らは」(十三—三三三—三三六)と歌われており、舎人は終

日何度となく主人に召されて奉仕すべき存在であつたことが知られる。これらはいずれも皇子宮のトネリの例であるが、王宮のトネリも本来的にはこれと大きく異なるところはないであらう。また、官僚制が導入された七世紀後半ですら、トネリについてのかような觀念が残存していることも注意してよい。況んや、官僚制が導入される以前の、大王と臣下とが人格的隸属關係によつて結ばれた時代のトネリは尚更であらう。すなわち、本来のトネリとは、かく大王に召されて王宮に「参り入る」者の謂ではなかつたらうか。

かくして、トネリの語源については、これをトノイリ（殿入）とする⑤説がもつとも蓋然性が高いと考える。さすれば、小稿の刀祢トネは、当然のことながら、このトノイリ（殿入）を語源とするトネリの略称ということになるであらう。そして、かく刀祢トネの語源がトノイリ（殿入）であるとすれば、前節において指摘した刀祢Aの用法の特殊性は、ここに漸くその淵源を望見しうるに至るのである。すなわち、刀祢Aが「儀式」の儀場に参入して列立する官人」に限つて用いられるのは、かつてのトネリが王宮に「参入」して大王に近侍する存在であつたことに由来する、と。換言すれば、「刀祢」として召されて儀場に参入した官人らは、一時的ではあれ、かつて五世紀代以降に王宮に奉仕したトネリに擬せられたことになる。果たしてこれには如何なる意義が認められるであらうか。

① 祝詞考上（賀茂真淵全集）七、続群書類従完成会、昭和五九年。

② 古事記伝卷三三（前掲）。

③ 鎌田元一「部」についての基本的考察」「七世紀の日本列島」（『律令公民制の研究』所収、稿書房、平成十三年、初出は昭和五九年、平成六年）など。

④ 類例としては、「主殿」の和訓がトノモリからトノモとなつたことを挙げる。

⑤ 藤原宮跡東大溝SD一〇五からは、人名ではあるが、トネリを「刀祢季」と記したかと推定される左のごとき木簡が出土している（『飛

鳥・藤原宮発掘調査出土概報』一〇、平成三年）。

・吉備中国下道郡（季カ）

・矢田里矢田マ刀祢（季カ）

なお、刀祢の「刀」字は上代特殊仮名遣いの甲類に属するが、『時代別国語大辞典』上代編「とねり」項（三省堂、昭和四二年）は、大正二年御野国味蜂間郡春部里戸籍が人名トネリを「止尼利」と乙類の「止」字で表記していることから『大日本古文书』一一二二、「トネリ」と「トネ」とが別系統の語であることを示唆している。これについては、右掲の「刀祢□」がその反証となるであらう。一体、

上代特殊仮名遣いを人名表記に限って見れば、甲類・乙類の混用は、なるほど同一人物については見受けられないものの、同一の人名語については全くない訳ではない。例えば、人名語として類用される「ヒト」の「ト」は「必登」(統紀天平八・正・辛丑)、「比等」(大日本古文書、一―五三五)、「比止」(同一七七七)のごとく乙類の登、等、止で表記されているが、「比刀」(新抄格勅符抄)のごとく甲類の刀が用いられた場合もある。詳細は省くが、「イモ」の「モ」も甲類の「母」と乙類の「毛」が混用され、「伊母」とも「伊毛」とも表記される。

⑥ 吉備真備は、例えば、弘仁十一年七月九日官符所引神護二年九月十日格(類聚三代格)では「吉備真吉備」に作る。

⑦ 「美努岡麻呂」(統紀靈龜二年正月壬午条など)は、墓誌では「美努岡万」に作る。

⑧ 古事記伝(前掲)、橘守部『雅言考』、林銑臣『日本語原字』(講談社、昭和五十年復刻、初版は昭和七年)など。

⑨ 谷川士清『倭訓栞』(成美堂蔵版、明治三年)。

⑩ 山岡俊明『類聚名物考』(歴史図書社、昭和四九年)。

⑪ 祝詞考(前掲)。

⑫ 大槻文彦『新編大言海』(富山房、昭和五七年、初版は昭和三年)、『時代別国語大辞典』上代編(三省堂、昭和四二年)。

第五節 トネリ・舎人と刀祢A

「儀式」の儀場に参入した官人らがかつて五世紀代以降に王宮に奉仕したトネリに擬せられたとすれば、それは何故であるか。何がしか特定の職能を有する者が擬せられたのではない。「儀場に参入した」という限定はつくものの、一般の

⑬ 西宮秀紀「令制トネリ成立過程の研究」(信大史学)三、昭和五二年)。なお、本論文において、西宮氏はトネリの語源については森重敏氏の「トノオリ(殿下)」説を採っている。西宮氏からの私信(平成十四年四月)によれば、この森説は口頭で表されたものである由である。これは今日に至るも、管見では活字化されていないものごとく、近年相次いで刊行された森氏の『萬葉集栞抄』一―五(和泉書院)にも見出しえなかつた。西宮論文によれば、トノオリとは「御殿の下で坐って控えている」の意であるというが、「殿を下る」という所作が必ずしも「坐って控えている」という状態に結びつかない点が難点である。西宮氏が如上の意味でのトノオリ(殿下)と看做した次の万葉歌

朝ぐもり 日の入り行けば み立たしの 島に下り居て 嘆きつる
かも(二―一八八)

の「下り居て」も、歌意は「かつて主の草壁がお立ちになった島(庭)に自分も下り立って」と解すべきものであろう。「トノオリ(殿下)」説に従いえぬ所以である。

もっとも、先の私信によれば、西宮氏も現在ではもはや森説を採らず、トノイリ(殿入り)説に与しているとのことであった。かような形での私信の公表を快くお許し下さった西宮氏に感謝申し上げる。

官人がトネリに擬せられたのである。これは一体如何なる事情によるものであろうか。先ずはこの五世紀代以降に王宮に奉仕したトネリとは何であったのかが問われねばなるまい。

ここで「五世紀代以降に」と述べたのは、狩野久氏や近年の鎌田元一氏の部民制研究^①に依拠している。両氏によれば、五世紀代とは、倭王武（雄略）の宋皇帝への上表文から知られるように、倭政権の全国支配が大きく進展し、王権に服属した各地の集団は新たに子代として大王の治世を象徴する王宮の名をその名に負い、王権に対する人格的隷属を強いられるようになった時期であった。このような子代の設置は確實なところで履中の伊波礼部に始まり、六世紀末の崇峻の倉部部にまで及ぶが、それらの大王ごとに新たに子代として設定された集団の首長一族の者がその集団を人格的に体現しつつ、トネリ・ユゲヒ・カシハデとして王宮に奉仕したという。無論、王宮にはこの他に多様な職務を帯びた者たちが出仕したであろう。鎌田氏が言うように、すでにこれ以前、王権の発生と同時に、畿内の中小族長がトノモリ（殿部）・モヒトリ（水部）・カニモリ（掃部）・カドモリ（門部）などのトモに組織されていたし、また六世紀以降は畿内の大豪族によってマヘツギミ（大夫）が組織されていた。畿内の伴造氏族も何らかの形で王宮に出仕したはずである。

しかし、王宮に出仕したこれらの者たちの大王との君臣関係を考えてみると、その関係が最も緊密なのはトネリであったとすべきである。何故ならば、ユゲヒやカシハデ、あるいはトノモリ以下のトモや伴造氏族が宮門や厨房といった王宮内の個別の部署において特定の現業的な職務を遂行したのに対して、トネリはその語源が示すごとく、大王の居所たる王宮内中枢に参入して大王に日常的に近侍し、その命を受けて雑多な職務を遂行したからである。また、マヘツギミが大王に対して比較的自立した関係にあったのに対して、トネリは大王の私的なあるいは恣意的な命令であっても時に一身を賭してこれを遂行することを求められる、その意味で大王に対して人格的に隷属する関係にあったからである。王宮中枢にあつて大王に近侍し、王命を遂行して忠誠を尽くす。かようなトネリの在り方はいうまでもなく、官僚機構の未発達という歴史的条件下においてのみ出現し存続しうる。しかし、後世、唐に倣った官僚機構が構築され、「官人」や「百官」

といった漢語で呼ばれる官僚群が創出された後にあっても、如上のトネリの在り方が我が国の官僚のあるべき祖型であるとする観念は残存し続け、「官人」や「百官」といった漢語で表さるべき対象を口頭では和語で「トネ」と称することが、なお行われた。其は何処いどこにか。「儀式」という正しく君臣關係を確認する場において、一般の官人等をかつてのトネりに擬すること、すなわち彼らを口頭で刀祢トネと称すること、此処である。

しかして、かような観念が残存し続けるためには、やはり然るべき契機が存したと見なければなるまい。私は左掲の天武二年五月詔がその契機になったと考へる。

書紀天武二年五月乙酉条

詔公卿大夫及諸臣連并伴造曰、夫初出身者、先令仕大舍人、然後選簡其才能、以充當職、

本詔が天武朝以降における官人制整備の第一歩に位置づけられるものであることはいうまでもない。しかし、小稿の關心からすれば、官僚たらんとする者に、「大」字こそ冠するものの、要するに舍人トネリとしての出仕を義務づけている点が重要である。もつとも、これを嚆矢として、のちの令制舍人が官人見習的な官職として位置づけられたことは周知の事柄に属する。しかし、それでは、何故舍人がしかく官人見習的な官職として位置づけられるのか。

七世紀後半、唐に倣った官僚機構が構築されてゆく時代にあつて、その複雑化する官僚機構に入らんとする者に、先ずはかつてのトネリのごとく天皇に近侍せしめる。官僚機構が複雑化し、天皇との關係がより希薄になるからこそ、それは制度化しておく必要があつた。一般的にはそのように考えられよう。しかし、この詔が壬申の乱の勝者たる天武によつて発せられたこと、しかも乱終結後未だ十ヶ月にも満たない時期であることを看過すべきではあるまい。すなわち、この制は天武の独創にかかると思われるのである。

天武は武力によつて王権を篡奪した天皇である。降伏した近江朝廷の重臣層を沈黙せしめ、中国的な専制君主国家体制を志向し、そのための巨大な官僚機構を急速に構築・整備してゆこうとする。しかし、その機構を構成すべき者の多くは

依然として旧近江朝廷を構成した豪族層であった。従って、天武にとつては、新たな官僚機構の創設とともに、自らの王権を支える新たな官僚群の創出が喫緊の課題であった。その課題に答える方途こそ、この「大舍人としての出仕」の制に外なるまい。そして無論、これには天武自身の経験が深く関与していたと考うべきである。かつて、天武（大海人皇子）が大津から吉野の地に落ち延びる際も、また同地から東国に向けて進軍を開始する際も、終始天武につき従ってよくこれを助けたのは、トネリたちであった。トネリが官僚のあるべき祖型であることを彼は身をもって経験していたのである。かくして天武は、遠くは王宮に奉仕したかつてのトネリと大王のごとき、近くは身命を投げ打って戦った己がトネリと自身のごとき、緊密で直接的な君臣関係を理念上のコアに据え、官僚候補者を一定期間大舍人に任じて直接わが身に近侍し勤仕することを義務づける。すなわち、天皇と官僚が本来は緊密な君臣関係によつて結ばれるものであることを縦い短期間であれ、確認せんとしたのである。

天武朝以前にトネリを漢語で「舍人」と表記することはすでに行われていたが、天武はここで任じられる舍人をそれまでの舍人と区別し、天皇のトネリであることを強調する尊称「大」（オホ）を冠し、「大舍人」（オホトネリ）としたのである。やがて淨御原令官制を経て、さらに大宝令官制の段階に至ると、官僚機構がより一層巨大化して官僚の数も増加し、天皇がこの大舍人制によつて全官僚（候補者）との間に緊密な君臣関係を維持することは、物理的に不可能になつてゆく。かかる現実に直面して、王権は中央の全官僚（候補者）を対象として君臣関係を確認する天武以来の基本方針の修正を余儀なくされ、その対象を五位以上の子・孫九十名に限定するに至る。すなわち、内舍人制の新設である。その際、従来の「大舍人」と区別しつつも、改めて天皇のトネリであることを強調するために、此たがは皇室を指す「内」（ウチ）を冠して「内舍人」としたのである。かように、天武朝創始の大舍人制は、八世紀初頭に至つて内舍人制にその本来の役割を譲ることとなつた。しかし、その大舍人制を契機として理念化した「かつてのトネリが官僚のあるべき祖型である」とする觀念自体は、君臣関係を確認する「儀式」という場において、なお残存せしめられたと考えられるのである。

もつとも、「儀式」の場に参入する者は、現実にはみな律令制下の官人であった。それ故、彼らは、実際に存在する各種の舍人(トネリ)と區別されて、「トネ」と呼ばれたのであろうし、またこの口頭で用いられる語が式文等に公的に書き止められねばならぬ場合は、仮名のまま「刀祢」と表記されたのであろう。

以上が中央の官人を指して用いられる刀祢Aの由来とその史的意義についての私見である。されば、この刀祢Aは都市・村落の有力者たる刀祢Bといかなる連関を有するであろうか。次節では最後にこの点について考えてみたい。

① 狩野久「部民制」「部民制再考」(『日本古代の国家と都城』所収、

東京大学出版会、平成二年、初出は昭和四五年、昭和五八年)、鎌田

元一「部」についての基本的考察」(『七世紀の日本列島』(前掲)など)。

② 西宮秀紀「令制トネリ成立過程の研究」(前掲)所載の付表は諸史料に見えるトネリの職掌を一覧表化しており、有益である。

③ 長野県屋代遺跡群より出土した左掲の木簡によって

・乙丑年十二月十日酒

・「他田舍人」古麻呂

乙丑年、すなわち天智四年(六六五)には、人名ではあるが、「トネリ」を「舍人」でもって表記していたことが確認される。

④ 続紀大宝元年六月癸卯条。

第六節 刀祢Aと刀祢B

最初に、いささか迂遠ではあるが、古代において散位を「刀祢」と称した事例についてふれておきたい。旧紅葉山文庫本令義解の官位令には、散位頭・散位助・散位允の「散位」について等しく「ト子」(トネ)の傍訓が附せられている。

この傍訓の史料としての信憑性については、俄かに判断し難いといわねばならぬ。この傍訓に言及した二宮正彦氏もその信憑性には直接ふれてはいない。ただ、氏は官職難儀に見える類例^①とともに、この散位の「トネ」は刀祢たりえぬとして、刀祢の史料としてはこれを却けている。

しかしながら、実は古代において散位を「刀祢」と称した事例は存するのである。先掲の11の「公卿百官及刀祢等」に見える「刀祢」がそれである。先にもふれたように、これは淳和太上天皇の崩御に伴う挙哀を伝える記事であるが、ここ

で「刀祢」は明らかに「公卿百官」すなわち高位者・有官者と區別されている。その実体は散位およびこれに準ずる例えば留省位子など、いずれも特定の官職に就いていない者（以下、散位等と称す）を措いて外にはない。

故太上天皇への挙哀という儀礼の性格上、この場には官の有無を問わず、朝廷を構成するすべての者の参加が求められたであろう。そして、この挙哀の「儀式」の場では、太上天皇との君臣関係において、すべての者が和語で「刀祢」と呼ばれるべきであった。あるいは儀式卷十挙哀儀（先掲21）に準拠して四位以下が実際にそう呼ばれたかも知れぬ。ところが、少なくともその挙哀を伝える続日本後紀の記事、ないしはその原史料においては、高位者・有官者は「刀祢」ではなく、漢語で「公卿」「百官」と表記された。これらもまた君臣関係を表わす語であったのであり、唐風化政策が推し進められていた時期にあつては和語より漢語が重用されたことがその理由として考えられる。しかし、散位等についてはかような漢語は見当たらない。なるほど「散位」自体は漢語であるが、この語は唐の「散官」を直訳したいわば和製漢語であり、無官の状態を表わす語ではあつても、「公卿」「百官」のような君臣関係を積極的に表わす語ではない。その関係性の欠如という点においては、「留省」「位子」なども同様である。散位等の場合、さような関係性を表わす語としては、和語の「刀祢」あるのみである。恐らくは、かような事情によつて、散位等のみが「刀祢」と表されたのであろう。かくして、先の散位の傍訓「トネ」も、強ち後世の謬説として否定し去ることはできないのである。

然りとすれば、ここで重要なことは、散位（等）が「刀祢トトネ」と称されたこと自体にあるのではない。さに非ずして、特定の官を持たぬ散位（等）でさえ「刀祢トトネ」と呼ばれるべき存在であつたこと、この一点にこそあるのである。すなわち、潜在的には、有官・無官を問わず、何らかの形で朝廷に仕える者は、広く「刀祢トトネ」の語で天皇との君臣関係を表しうる者たちであつたのであり、そのうち散位等が他に「公卿」や「百官」のごとき類称を持たぬが故に、「儀式」以外の場においても、とくに「刀祢トトネ」と称されたにすぎないのである。

再三述べてきたように、一般の官人を口頭で「トネ」と称してトネリに擬することは、公式には「儀式」という正しく

君臣關係を確認する場においてのみ行われた。しかし、散位等に限らず、一般の官人を「トネ」(トネリ)と称することは、自称も含めて、実際には「儀式」以外の場でも行われたのではなからうか。

小稿では、第三節に掲げた刀祢Aの諸用例の中、7の「坂合部浜足解」のみはいわば例外として、これまで敢えて言及を避けてきた。この解に見える「諸刀祢等」は、諸他と同じく中央の官人を指しながらも、明らかに「儀式」の場以外で用いられたものであったからである。二宮氏はこの「諸刀祢等」を都市・村落の有力者、すなわち刀祢Bと看做し、彼らを浜足の功料申請における保証人と位置づけた。この「諸刀祢等」を刀祢Bと看做した点は鋭いが、この高橋春人によって代筆された解は、経師・浜足の功料について、この時病床にあった本人に代わって同僚の「諸刀祢等」が受け取ること(「諸刀祢等の請くる所」)を写経所に申請した委任状であって、その内容より見て「諸刀祢等」を保証人と解する余地はない。現に即日その功料として新銭一二四文を受け取った物部白麻呂・丸部豊成の兩名はやはり「経師」と記されている。

当時散位が経師の重要な供給源であった点から推すと、小林昌二氏が示唆しているように、浜足や春人、さらには白麻呂や豊成らもまた、散位もしくはこれに準ずる者たちであった可能性はある。従って、この解における「諸刀祢等」は、あるいは実際には散位等を指す結果となったかも知れない。しかし、この解の文脈からすると、代筆者春人が殊更に散位等に限定してこの「諸刀祢等」を用いた理由は考え難い。「諸刀祢等」はここでは有官・無官を問わず経師として奉写一切経所に出仕している諸官人、すなわち同僚経師を指す表現と解すべきである。さすれば、これは広く朝廷に仕える者が、散位である与否とに関わらず、八世紀後半の「儀式」の場以外において、非公式ながら、なおトネと称されたことを示すものである。

この7のように、一般の官人を「トネ」と称することは、実際には「儀式」以外の場でも行われたであろう。この和語が君臣關係を示す伝統的な語であり、しかも、有官・無官、官職の如何を問わず用いられる包括的な語であるとすれば、それはむしろ自然なことである。そして、それは無論、「儀式」の場で公式に用いられていた「トネ」の語が「儀式」の

場以外にも准用されるようになった結果などと考えることはできない。そうではなくて、逆に、一般に何らかの形で朝廷に仕える者を和語で「トネ」と呼んでいたものをば、おそらくは大宝令制諸官職の創設・整備に伴い、その和語の公的な使用を「儀式」の場に限ったものとみるべきであろう。刀祢Aとは、かように朝廷に何らかの形で仕える者を指す一般名詞としての「刀祢」が、いわば儀式用語として特殊化したものといえる。

さて、刀祢Aが7のような一般名詞としての「刀祢」から特殊化したのに対して、一方の刀祢B、すなわち都市・村落の有力者を指す刀祢は、実はその一般名詞としての「刀祢」そのものであったと考えられる。二宮氏が7の「諸刀祢等」を刀祢Bと看做したのは、その限りでは蓋し正当な理解であった。

事実、刀祢Bのうち、京やその近隣に居住する都市の刀祢は、7のような一般名詞としての「刀祢」とその実体において何ら変わるところはない。そのことは、例えば、その最も早い事例である延暦七年（七八八）大和国添上郡解（家地売券^⑥）の刀祢を見れば直ちに諒解されよう。そこに公証人として署名している四名の「刀祢」は、いずれも有位の左右大舍人や右兵衛といった純然たる官人である。彼らが「刀祢」と称されたのは、刀祢の原義に照らして、7の浜足・春人らと同様、彼らが朝廷に仕える者たちであったからと考えるべきである。承和八年（八四二）山城国宇治郡解（家地売券^⑦）の「証刀祢」（諸陵寮史生従七位上山背忌寸某以下五名）など諸他の事例についても同断である。

かように都市の刀祢については、その名称に相応しく朝廷に仕える者であることが概ね所帯の官職や位階によって明示されている^⑧。ところが、在地の刀祢については、そのことは必ずしも明らかではない。ここで、試みに在地の刀祢の実例として最も早いものから三例を必要部分に限って左に掲げよう。

I、平城京跡二条大路条間路北側溝S D七〇九〇出土木簡^⑨（天平後半期九）

・阿波国名方郡佐濃郷

・刀祢 阿曇部古万呂
同阿部佐婆

II、檜皮葺工請功食解 (『大日本古文書』五—三九)

謹解申檜皮葺工等食功請事

合廿七人 鐘樓檜皮葺料

……

給大工倉古万呂 鳥部足嶋

右、二人同心給申

津国手嶋郡上秦郷戸主倉真万呂戸口古万呂
山背乙容郡小野郷戸主鳥部広嶋戸口足嶋

天平宝字六年六月廿一日

村刀祢大伴虫万呂

III、播磨国坂越神戸両郷解^①

……

延曆十二年四月十七日

坂越郷刀祢

外従八位下川内入鹿

若湯坐倉足

川内夫凡君

神戸里

神人広永

他田祖足

神人口代

神人乙公

六人部稻人

里長 他田真作

坂越郷収納□□□□

津長 養鳥曾足

右の刀祢らの中で、何らかの形で朝廷に仕える者であることを明示しているのは、位階を有するⅢの川内入鹿のみである。しかしながら、私は他の刀祢についても、位階や官職の有無に関わらず、すべて何らかの形で朝廷に仕える者たちであったと考える。その手がかりとなるのは、いわゆる郡散事の存在である。

郡散事は主として天平期の正税帳に「某郡ノ散事」として散見し、郡司等の特定の官職に就かず、国府に番上して雑使等の国務に従事した者の謂である。大同二年正月十三日官符（類聚三代格）によれば、当時大宰府では、府下にあつて郡散事として府務に従事するために遠方からも参集していたというが、その定員は百名に限られていた。諸国の郡散事にも当然このような定員があつたと想定される。ここで重要なことは、かように郡散事として国府において国務に従事しえた者はその定員内に入つた一部の者たちにすぎないということ、すなわち、実際にはそれらと同様の階層の者がおそらくは相当数なお在地に在つたと見ねばならぬということである。

郡散事の出身階層については、既に先学によつて、駿河国に限つてではあるが、郷名と同じ氏族名をもつ者の少なくないことから郷単位の小地域を基盤にもつ小首長層であつたことが指摘されている。これを直ちに一般化することはできないとしても、常識的に考えて全き白丁がこのような地位につくことはありえないから、一般には少なくともそのような小首長層ないしはそれ以上の豪族層であつたとすべきであろう。

そして、もしそうであるとすれば、郡散事と在地の刀祢とは多くの場合、同一の階層に属していたと想定される。何となれば、在地の刀祢もまた史料上、村・郷といった比較的小さな地域を単位として現れるからである。右掲のⅠ・Ⅲはいずれもそのことを顕著に示している。とりわけⅢでは、刀祢の一人他田祖足が里長の他田真作と同族であると思われるこ

とも注意されよう。また、近年石川県加茂遺跡から出土した嘉祥二年(八四九)の年紀を有する郡符木簡(加賀郡勝示札)^⑧も重要である。この木簡は加賀郡司から同郡深見村□郷の駅長と「諸刀祢等」に対して勸農の徹底を命じたものであるが、このような命令系統自体、刀祢が村・郷を基盤とする小首長層に属するものであったことを示唆している。

かくして、郡散事といい、在地の刀祢といい、いずれも同じく村・郷を基盤とする小首長層に属していたとすれば、逆に小首長層の中で国府に赴き定員化された雑務従事者の地位に就きえた者が郡散事であり、一方、村・郷に残って郷長・駅長らとともに地方行政の末端を担ったのが刀祢であったと考えられる。後者は多くの場合、特定の官職を持たず、前者のごとく「散事」として国衙に登録されていたわけでもない。しかし、彼らもまた勸農や公証などを通じて地方行政の末端を担った^⑨。その限りにおいては、彼らもまた郡司や里長(郷長)や駅長や郡散事らと同じく朝廷に仕える臣下であったのであり、たとい僻遠の地にあつたとしても、やはり天皇との間に君臣関係を取り結ぶ者、すなわち、「刀祢」と呼ばるべき者たちであつた。無論、彼らだけが「刀祢」と呼ばれた訳ではない。第一節に掲げた史料1の「倭国乃六御県能刀祢」の「刀祢」は明らかに郡司以下の有官・無官の有力者を指しているし、同じく2の「郡司及諸刀祢等」などに見える「刀祢」もまた、郡司は除かれるものの、やはり同様の有力者を指している。

しかし、とりわけ、官職を持たず、「郡散事」でもない者の場合、その行政を担う立場にあることを示す称呼は、正しくこの「刀祢」を措いて外にはなかつたのである。また、彼らにとつて、「刀祢」と呼ばれ、「刀祢」と自称することが、自らの在地豪族としての權威を高め、在地支配の正当性を担保することにもなつたであろう。

しかして、さらに言いうべくくんば、在地にあつて豪族等を「刀祢」と称することは、単に中央での「刀祢」の語とその「朝廷に何らかの形で仕える者を指す」という用法とが地方に伝播・普及したことによるものではあるまい。より根源的には、かつて五世紀代以降、在地の子代集団の首長一族の者が外ならぬ「トネリ」として王宮に奉仕した過去の事実にも多くを負っていると見るべきであろう。思うに、その事実こそが在地の「刀祢」の語に特別の重みを与えていたのではな

かろうか。この語は中央においては、実は一般名詞としては永くは用いられず、やがて専ら儀式用語（刀祢A）としてのみ用いられるようになった。さればこそ、十世紀前半には、吏部王記のごとき刀祢解釈（百官主典以上祢刀祢）が生じたのである。しかし、在地においては、その一般名詞としての「刀祢」の語は変質を被りながらも、古代のみならず中世以降に至るまで永く命脈を保ち続ける。これもまた、一つには上述のような事実が預かって力あつたと考えられよう。

- ① 散位寮の「散位」に「卜子」の傍訓あり。官職難儀は群書類従五に拠った。
- ② 山田英雄「散位の研究」〔『日本古代史攷』所収、岩波書店、昭和六二年、初出は昭和三七年〕。
- ③ 小林昌一「刀禰論」〔前掲〕。
- ④ 天平十九年（七四七）近江国坂田郡司解婢売買券（大日本古文書九一六四四）に加署した「息長真人刀祢麻呂」のごとく、「刀祢」（トネ）の語が人名に用いられた場合もある。無論、憶測の域を出ないが、この語が当時の人々にとって古くからよく知られた和語であり、しかも、名に負う者をして誇りを抱かしむるに足る、いわば佳言であつたことによる命名ではなからうか。
- ⑤ 東野治之前掲論文・著書は、栗原寺塔露盤銘に見える「比売朝臣」（大谷大学編『日本金石図録』所収、二玄社、昭和四七年）や長屋王家木簡に見える「女旦臣」（『平城宮発掘調査出土木簡概報』二五、平成四年）が七世紀から八世紀前半までの宮人（「女刀祢」）を表す表記であつたと推定し、トネの表記に「朝廷に仕える者」の謂である「朝臣」「旦臣」が訓仮名として用いられたとする先駆的な指摘を行っている。
- ⑥ 『平安遺文』一一四。
- ⑦ 『平安遺文』一一七〇。
- ⑧ 畿内の刀祢の多くが官職・位階を有している点については、西山良平『平安京と周辺農村』（新版『古代の日本』六近畿Ⅱ、角川書店、平成三年）参照。
- ⑨ 『平城宮発掘調査出土木簡概報』三四（平成十年）。
- ⑩ この木簡は郡郷制の表記から、郷里制廃止の天平十一・十二年（七三九・七四〇）以降のものであるが、同じ側溝から出土した木簡の年紀は知られる限り天平二十年（七四八）が最も新しく、その側溝自体が奈良時代中頃に改修される以前の溝であつたことも明らかにされている。『平城宮発掘調査出土木簡概報』三四（前掲）参照。
- ⑪ 『平安遺文』一一九及び勝浦令子『播磨国坂越・神戸両郷解』補遺（『史学論叢』六、昭和五年）。
- ⑫ 野村忠夫「いわゆる郡散事（仕）について」（『政治経済史学』一五四、昭和四四年）。
- ⑬ 米田雄介「郡司の研究」（法政大学出版局、昭和五一年）一三四頁。野村「いわゆる郡散事（仕）について」（前掲）。
- ⑭ 平川南監修「発見！古代のお触れ書き 石川県加茂遺跡出土加賀郡勝示札」（大修館書店、平成十三年）。
- ⑮ 鹿兒島県京田遺跡出土の嘉祥三年（八五〇）の年紀を持つ勝示木簡には「田刀祢」が見える。これは刀祢が水田行政の末端をも担つたことを示している。拙稿「鹿兒島県京田遺跡出土木簡の『田刀□』につ

いて」(『鹿大史学』四九、平成十四年) 参照。

⑬ 丹生谷哲一「在地刀祢の形成と歴史的位置」(前掲)。

結 語

以上、六節に互って秃筆を馳せてきたが、要するに刀祢とは「トノイリ(殿入)」を原義とするトネリの略称であり、大王との間に緊密な君臣関係を結んだかつてのトネリを官僚のあるべき祖型とする理念に基づき、有官・無官を問わず、何らかの形で朝廷に仕える者を指す和語、すなわち、天皇との君臣関係を表示する和語であった。夙に「凡て刀祢とは、もと上中下に亘りて公に仕奉る者の総名」とした官長説は、あくまでもかく批判的・発展的に捉え直した上ではあるが、更めて継承さるべきものであると考える。

しかして、従来の通説で官人の称呼としてきた刀祢Aは、右の和語が恐らくは八世紀以降に中央でいわば儀式用語として特殊化したものであり、同じく都市・村落の有力者としてきた刀祢Bは、その和語がそのまま在地において残存したものであって、主として、郡司以下の官職や「郡散事」といった地位に就くことなく、しかも行政の末端を担う者を表わす語として用いられた。刀祢は従来のごとく両義的ではなく、かく一元的に理解されねばならない。

古代律令国家は、理念的には、中央・地方を問わず、何らかの形で朝廷に仕える者を「トネ」といった天皇との君臣関係を表わす和語で把握しようとし、現に「儀式」の場や在地において、一時的もしくは限定的ではあれ、さような形で把握した。このことは、いわば漢語で表わされる中国的な古代官僚機構の世界に、和語でしか表わしきれない我が国固有の君臣関係が潜在していたことを窺わせるものである。とはいえ、既に紙数も尽き、未だこれについて論じる用意とでもない。それ故、このより重要な問題の探求は将来を期すこととし、今は博雅の高批を乞いつつ、一先ず擱筆することとしたい。

(鹿兒島大学法文学部教授)

The Origin of *Tone* 刀祢

by

TORAO Tatsuya

In ancient Japanese historical records, we can find two uses of the word *Tone* 刀祢. One, which I will call “Tone A,” is a general name for the officials of the bureaucracy, seen mostly in the records of rituals. The second, which I will call “Tone B,” referred to influential men in towns and villages. To this point, there has been no explanation of the relationship between these two types of *Tone*. This paper aims to clarify the relation by investigating the origin of the Japanese word that is pronounced *tone*, and not the Chinese characters written 刀祢. Based mainly on an examination of examples and the usage of *Tone A*, this paper argues that *Tone* is an abbreviated form of the word *Toneri* 舍人, referring to royal attendants, the origin of which could be *Tono-iri* 殿入, meaning entering a palace to serve. The paper also argues that before the 8th century, *Tone* may have been used to refer to any man who served a king in either an official or unofficial capacity. The paper concludes that after the 8th century, as far as the government was concerned, the use of the word *Tone* was limited to references participants in rituals, which I have called *Tone A*. On the other hand, *Tone B* continued to be used in the local societies, as it had been previously.

The Peking Conference of 1727 and the Advance of the Qing into the Central and Southern Parts of Sakhalin

MATSUURA Shigeru

In 1690 (the twenty-ninth year of the Kangxi reign) the Qing government dispatched nine investigative parties to the regions on the left bank of the Amur River in order to certify the border with Russia, which had been determined by the Treaty of Nerchinsk the previous year. One of the parties reached the northern part of the Sakhalin. Then, in 1709